

説明会における質問と市の回答（第2回目）

日時： 令和7年11月6日（木）10:00～

番号	質問	回答
1	申請書はA3サイズで配布されていますが、市のホームページからダウンロードして自分で作成した場合の用紙サイズに指定はありますか。 また右上に所有者の名前が印字されていますがこれも書き足して作成したほうが良いでしょうか。	用紙サイズの指定はありません。 用紙右上にお名前の記入は不要です。

説明会における質問と市の回答（第3回目）

日時： 令和7年11月8日（土）10:00～

番号	質問	回答
1	現在、区画整理がまだ済んでいない状態です。換地先の通知も来ていますが従前地とどちらの書類を提出すればいいですか。法務局には従前の土地のものしかないですよね。	施行中の土地区画整理事業区域内において、仮換地指定されている生産緑地については、従前地の土地登記事項証明書及び公図と、⑦仮換地指定通知書又は仮換地証明書の写し、⑧仮換地先のわかる図面等をご提出ください。
2	同一名義の書類を3組持っているのですがその場合、印鑑登録証明書は1つを原本で残り2つに添付するのは写しでいいですか。	問題ありません。

説明会における質問と市の回答（第4回目）

日時：令和7年11月15日（土）10:00～

番号	質問	回答
1	営農概要書に申請地の主な作物に「植木・苗木」の項目もありますが、全ての農地が「植木・苗木」でも特定生産緑地に申請はできるのでしょうか。大きくなったら出荷を行います。	状況にもよりますので事前相談の際にご相談ください。
2	生産緑地内に建てられる建物っていうのは具体的にどういうものですか。 農業用施設であれば申請すれば許可が出るのでしょうか。	生産緑地内でも農産物の生産または集荷に使う施設、例えば農機具を入れる農業用倉庫などが該当します。そういった建物であれば建築が認められております。 施設の建築面積が90㎡以上ですと許可を取っていただく必要があります。 場所によっては、都市計画法上建てられない可能性もありますので、詳細についてはご相談いただければと思います。
3	敷地内に申請なく90㎡以上の農業用施設が建っていた場合はどうなりますか。	市で現地を確認させていただいて、許可を取る必要がある施設であるのか、許可が不要な施設であるのか判断させていただきます。
4	営農概要書の主な農業従事者というのは農業委員会に届けている農業従事者とイコールになるというイメージでよろしいでしょうか。	基本的にはイコールになります。
5	筆の一部を特定生産緑地に指定して、残った指定しなかった部分は生産緑地のまま続くということでしょうか。	生産緑地は解除の手続きである、買取申出をしない限りは生産緑地として続きます。 特定生産緑地に指定していない生産緑地は指定から30年経過すれば死亡や故障といった事由がなくてもいつでも買取申出が可能です。 特定生産緑地に指定しなかった生産緑地については税金が5年間で段階的に上がってしまいますのでそのあたりも考慮いただければと思います。
6	筆の一部を特定生産緑地に指定する場合に何㎡以上などの要件はありますか。	特定生産緑地は300㎡以上が指定の要件になります。

説明会における質問と市の回答（第5回目）

日時：令和7年11月15日（土）13:00～

番号	質問	回答
1	本申請の後、都市計画決定がされる直前あたりで相続が発生してしまった場合、申請の内容は活かされるのでしょうか。	万が一都市計画決定までの間に相続が発生した場合はご相談いただければと思います。